監査委員公表第187号

平成24度定期監査の結果(第3次)に基づく改善措置状況の公表について

地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査の結果に基づき、改善措置の状況を、 同法同条第12項により下記の機関より通知があったので、別紙のとおり公表する。

1.通知のあった機関

(1) 市長: 市民課、保険課、児童課、健康増進課、老人福祉センター

平成25年5月20日

御所市監査委員 和田 正吾

御所市監査委員 杉本 延博

平成24年度定期監査等結果報告書(第3次)に基づく措置状況の公表について

1 公表の内容

平成24年度定期監査等の結果(第3次)に基づいて、関係部署が取り組んだ状況について公表します。

2 公表の根拠

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき平成24年度に実施した 監査について、同条第9項の規定により提出した監査の結果に基づく改善措置の状況が同条 第12項の規定により通知されたため公表するものです。

是正改善事項措置状況報告書

市民課

指摘事項 · 内容

- (1) 委託及び契約事務について
- ① 随意契約による物品購入や工事及び業務委託について、請書又は契約書が確認できなかった。
 - ・ライセンス用DVD-SET購入について 119,385円 他2件

原 因

請書は作成されていましたが、一件書類の中に綴じ込むのを失念したものと考えられます。

<mark>- 改善措置済 - ・ - 措置方針 - ・ - 検討中 - ・ 未措置方針</mark>

指摘後、直ちに請書を綴じ込み、適切に事務処理を行いました。

指摘事項 · 内容

- (2) 臨時運行許可申請関係について
- ① 自動車臨時運行許可証及び臨時運行許可番号標の返納について、遅滞している事例が見受けられた。御所市自動車臨時運行許可取扱規則第4条第1項には、「臨時運行の許可を受けた者は、有効期限満了の日から5日以内に許可証及び番号標を返納しなければならない。」と規定されている。
- (274件中91件が遅滞【内6件は未だ返納されていない。】)

原 因

以前から返納勧奨は行っていますが、強く催促をしなかったのも原因の一つであると考えられます。

改善措置済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針

指摘以後、催促を行い、2件は返納済、2件は紛失手続き完了。他についても事務手続きを進めています。今後は、許可証発行時に許可証及び番号標の取扱いについて詳細に説明し、期限内の返納を求めていく予定です。

指摘事項 · 内容

- (1) 委託及び契約事務について
- ① 業務委託契約について、受託者から記名捺印し送付された契約書の委託者(市)の欄に記名捺印が行われておらず、契約締結日も記載されていない。(なお、契約締結報告も行われていない。)
 - ・特定健診・特定保健指導等データ管理システムオプション処理(後期高齢者)業務委託契約書

原 因

事務処理上の認識不足により、漏れてしまったもの。

<mark>・ 改善措置済</mark>・ ・ 措置方針 ・ ・ 検討中 ・ 未措置方針

平成24年度においては、委託者(市)欄の記名捺印・契約締結日及び契約締結報告ともに、適切に 処理済みです。

指摘事項 · 内容

- (1) 委託及び契約事務について
- ② 物品供給請書について、収入印紙が貼付されていない。印紙税法に基づき、契約金額に応じた印紙を貼付されたい。
 - ・物品供給請書(平成23年度版介護保険料のお知らせ)123,900円

原 因

事務処理上の認識不足により、漏れてしまったもの。

改善措置済・・ 措置方針・ 検討中・ 未措置方針

平成24年度においては、印紙税法に基づき、契約金額に応じた収入印紙を貼付済みです。

児 童 課

指摘事項 内容

- (1) 委託及び契約事務について
- ① 契約相手方から請書が提出されているが、契約金額が20万円を超える契約については、市長とともに契約書を作成し記名押印しなければならない。「御所市契約規則」第19条(契約書等)に基づき、適正な契約事務を行われたい。
 - ・修理請書(大正学童保育所窓ガラス修理) 210,000円

原 因

御所市契約規則第19条の認識不足による。

<mark>改善措置済</mark>・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針

以降の業務においては改善済み。

指摘事項•内容

- (1) 委託及び契約事務について
- ② 請書について、契約締結日付が記載されていない。
 - ・物品供給請書(葛城保育所/東芝ノートパソコン) 75,000円

原 因

失念による。

改善措置済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針

以降の事務において、確認漏れの無いように努める。

指摘事項•内容

- (2) 補助金について
- ① 補助金確定通知書について、翌年度の発信日付となっている。会計年度独立の原則を踏まえ事務 処理されたい。
- ·家庭支援推進保育事業補助金確定通知書 4,938,500円 他5件

原 因

確認漏れによる。

改善措置済 ・ 措置方針 ・ 検討中 ・ 未措置方針

以降の事務において、確認するよう努める。

健 康 増 進 課

指摘事項 · 内容

- (1) 委託及び契約事務について
- ① 物品の購入について、請書が確認できなかった。
 - ・ポリオワクチン購入代金の支払いについて(前期分) 69,720円 他1件

原 因

業者が請書を発行できないため。

改善措置済・増置方針・検討中・未措置方針

今後は予防接種法改正のため、当該業者での購入予定はありません。

指摘事項 · 内容

- (1) 委託及び契約事務について
- ② 契約書について、契約締結日付が記載されていない。
 - ・介護保険法による生活機能評価に関する契約書

原 因

記入漏れは、錯誤あるいは失念と思われる。

改善措置済・ 措置方針・ 検討中・ 未措置方針

記入漏れのないように確認し、適正な事務を行う。以後、改善済みである。

老人福祉センター

指摘事項 · 内容

- (1) 老人福祉センター使用許可について
- ① 御所市老人福祉センター条例第6条には、「センターの使用料は1人100円とし、入館時に納付しなければならない。ただし、団体による使用許可を受ける場合は、許可を受けるときに納付しなければならない。」と規定されているが、団体による使用許可について、使用当日の納付となっている事例が見受けられた。
 - 当日一括納付 12件

原 因

申請時の利用人数が、必ずしも当日の利用人数と限らないため、当日に正確な入館料を受け取っていたため。

改善措置済・・・措置方針・・・検討中・・・未措置方針

条例を改正する方向で検討中。